

2018年2月28日

都道府県体操協会・連盟代表者
登録担当者様

トランポリンシャトル・障がい者選手登録について

公益財団法人日本体操協会
総務委員長 遠藤幸一

昨年（2017年）3月3日、本会総務委員長配信「平成29年度からのトランポリン登録について」におきまして、「8. 障害者・愛好者団体登録はJGA-Web登録に含めません。また、現時点で登録体制が整っていないため、2017(平成29)年度の本会登録は、大会参加申込者を本会登録者といたします。」との通達を致しました。この度、トランポリン環境のさらなる普及発展のため、トランポリンシャトル選手並びに障がい者選手の登録について2018(平成30)年度より、JGA-Web登録に含めることといたしました。ご理解、ご周知のほど宜しくお願い申し上げます。

【登録の扱いについて】

トランポリンシャトル選手並びに障害者選手は本会登録規程第2条(4)選手または愛好者「選手または愛好者として本会が主催する競技会や事業に参加を希望する者」の種別とし、区別しない。登録料は本会登録規程別表に示す通りとする。都道府県協会・連盟で設定する登録料も同様にかかるものとする。

【問い合わせ先】

日本体操協会事務局 大原 ohara@jpn-gym.or.jp / 田内 tauchi@jpn-gym.or.jp